

## ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

東海4県（愛知、岐阜、三重、静岡）以外のゆうちょ銀行・郵便局で特別徴収税額の払込みを希望される方は、第1回分を納入する際、右の「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ必ず提出してください。

なお、すでに利用されている場合は、本年度も引き続き利用できますので、再提出の必要はありません。

※ゆうちょ銀行・郵便局以外の金融機関を利用される場合は、2ページの「**5. 特別徴収税額の納入場所**」をご参照ください。

令和 年 月 日

店長（郵便局長）様

豊橋市長 佐原光一

公印

### 指定通知書

貴店（貴局）を当市の市民税・県民税（特別徴収税額）の払込みの取扱いをするゆうちょ銀行・郵便局に指定しましたので通知します。

記

- |           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 1. 認可番号   | 貯業-第162号（昭和58年2月7日）            |
| 2. 口座番号   | 00860-3-960423                 |
| 3. 加入者の名称 | 豊橋市取扱者 豊橋市会計管理者                |
| 4. 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター<br>〒469-8794 |